

立入検査の考え方

平成 25 年 5 月 27 日

奈 良 県

令和 7 年 4 月 1 日改正

1. 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月 11 日（令和 6 年 12 月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を立入検査の考え方とする。